

シュバルツ簿記書 (1550年本) の研究 (II)

— 第一部分と第二部分の関係を中心として —

A Study of Matthäus Schwarz's Publication on Bookkeeping (1550)
with focus on the relation of Part I and Part II

岡 下 敏

Satoshi OKASHITA

キーワード：ハンス・ブルスト勘定、集約勘定、No.1の全体計算の締切り勘定、秘密帳、

利益 fl.5963 14/15 の検算

Key words : Hans Wurst conto, ein conto caudal general, Beschlus ainer general rechnung No.1, Das Geheim oder Wechselbuch, Prob des gewins der fl.5963 14/15

要約

シュバルツが1550年に手書きした簿記書は、三つの部分に分かれている。第一部分は、期末に、期中処理全体を検算する方法までを示している。期間損益の一括計算法は示していない。

第二部分は、仕訳を示すことなく、第一部分の取引等をふまえて第一部分とは異なる計算、すなわち期間損益の一括計算法を示している。したがって、第一部分の取引をそのまま用いればよいはずであるが、なぜか新しい取引が加えられている。

なぜ新しい取引を加えたのか。そこで行われている処理を検討しつつ、その点を明らかにする。第一部分の取引だけでは、錫商人の計算として不自然であるため、それを補うために新たな取引を加えたのであろう。

Abstract

In 1550 Matthäus Schwarz wrote his second book about bookkeeping. The book has three parts. I have already examined the first part of them.

The second part contains an account table and eight accounts on which are directly recorded the amounts of the first part or are recorded with the amounts of the other accounts of the second part recorded with the amounts of the first part. Main accounts of them are caudal general account and Beschlus ainer general rechnung No.1 account.

At the beginning of the period, all assets and liabilities are assembled to the Caudal general account which decides upon the net equity without journalizing. At the end of

the period, all assets and liabilities are assembled to the *Beschlus ainer general rechnung* No.1 account which decides upon the net equity then without journalizing. Finally he collectively calculates the profit and loss the period by comparing two net equities.

1 はじめに

フッガー家を退いて間もないマトホイス・シュバルツ (Matthäus Schwarz, 1497~1574) が、マイル (Conratt Mair) の依頼によって 1550 年に手書きした彼として二番目の簿記書は、記帳例示が中心である。エルビング写本では¹、彼が 1518 年に書いた最初の簿記書が 150 頁であるのに対し、47 頁でしかない。² この簿記書の内容は、大きく三つの部分に分かれている。初めの二つの部分で取扱われている取引はほとんど同じであるが、三つ目の部分の取引は独立したものになっている。

最初の部分 (以下では「第一部分」³ という) は、三つの支店を持つハンス・ブルスト (Hans Wurst) という錫商人が、アウグスブルクの本店で 42 の取引を記帳したというものである。前期繰越にはじまる錫売買を中心とする取引を、まず仕訳帳 (Zornal) に不完全な文章で複式に仕訳し、それが債務帳 (Schuldbuch、現在でいえば総勘定元帳) に設けられた 17 の勘定口座に、現在と同じ手順で転記されている。ただ転記が、仕訳のつどなされたとは断言できない。⁴ 期末の勘定口座締切りは、一部しかなされていない。したがって勘定口座によっては、期首と期中の取引を仕訳して転記した結果として貸借の合計が一致しているものもあれば、期末に勘定残高が他の勘定口座へ振替えられた結果として貸借が一致しているものもあり、期中に転記されたままで貸借の合計が平均していないものもある。

二つ目の部分 (以下では「第二部分」という) も、主人は錫商人ハンス・ブルストである。仕訳帳はなく、秘密帳 (das Geheim oder Wexelbuch) という名の帳簿に、まず勘定科目一覧表 (das alphabet) が、つづけて第一部分の債務帳の勘定口座の記入額が直接に又は債務帳の勘定口座から取出していったん秘密帳の他の勘定口座に記入された金額等が記載されている、八つの勘定口座等が書かれているにすぎない。それらの勘定口座のなかには、期末に貸借の合計が一致して次期への繰越処理までなされているものもあれば、貸借の合計が一致しないままのものもある。第二部分は、第一部分が完成したあとに (すなわち、第一部分と平行してではなく) 書かれたものと推定できる。

第一部分と第二部分との関係の一端は、第二部分の最初に書かれている勘定科目一覧表の次の説明から知ることができる。それによれば、秘密帳の中核となる勘定口座の一つで、丁数 16 (ac.16, ac.=a carta の略) に設けられている集約勘定 (ein conto cauedal general) は、「総ての債権と債務を、債務帳とこの秘密帳から記入する。そして利益を得たのか損失が生じたのか

を一括計算する」(komen alle debitores vnd creditores aus dem Schuldbuch vnnd diß Gehaimbuchs, so man ein general rechnung machen will, was der gewin oder verlurst ist) 勘定口座である。⁵ この表現からは、第二部分は、第一部分と同じ期間の同じ取引を対象とし、第一部分とは別の計算、具体的には損益計算を示そうとしていることがうかがえる。

ただ詳細にみると、第一部分と第二部分では、取引に明らかな違いがある。第二部分には、第一部分にはなかった取引が加えられている。本稿は、第一部分と第二部分で取引がどのように違い、またその違いがどのような理由から生じたものであるかを検討せんとするものである。

2 期首の資産と負債

まず、第一部分と第二部分で、取引がどのように違うかを明らかにしよう。

第一部分と第二部分とも、目的を異にするとはいえ、いずれも最後の処理として、期末の正味持分（正の持分が負の持分を上回る額）と期首の正味持分を含む計算を示している。後述のごとく、ここでいう正の持分は資産総額と、負の持分は負債総額と考えればよいのであるが、期首の正味持分の計算要素となる資産と負債は、勘定科目が違っていることはあるが、第一部分と第二部分とも内容と金額が全く同じである。

第一部分は、前期から繰越された資産を各資産勘定の借方に記入するとともに、その金額を正の持分として主人勘定すなわちハンス・ブルスト勘定（丁数7）の貸方に、前期から繰越された負債を各負債勘定の貸方に記入するとともに、その金額を負の持分としてハンス・ブルスト勘定の借方に、それぞれ現在の書き方で示せば次のようになる仕訳を行って転記するところから始まっている（仕訳1、仕訳2、仕訳3）。⁶

(仕訳1) (借) 現 金	10000	(貸) ハンス・ブルスト	46000
アントン・フッガー	8000		
シュラッケン バルデン支店	7000		
アントワーブ支店	12000		
ニュルンベルク支店	9000		

(仕訳2) (借) ハンス・ブルスト	15000	(貸) 秘 密 帳	15000
--------------------	-------	-----------	-------

(仕訳3) (借) ハンス・ブルスト	1000	(貸) マトホイス・シュバルツ	1000
--------------------	------	-----------------	------

これらの仕訳からハンス・ブルスト勘定へは、次のように転記されている。⁷（仕訳1）の貸方が、仕訳金額fl.46000ではなく、各資産勘定ごとに記載されているのが目につく。

(貸方—資産)

私、すなわちこの記帳の主人であるハンス・ブルストに、

私はNo.1で、私の受入れとして（与え）ねばならない。

この計算の初めに私は、受入れとしてfl.46000.-を計上する。

その金額は、私に再び現金を（与える）べきである。丁数 1.8	・	fl.10000.-
さらにアントン・フッガー氏は掛について。丁数 1.8	・	fl. 8000.-
さらにシュラッケンバルデン支店、丁数 1.9	・	fl. 7000.-
さらにアントワープ支店、丁数 1.9	・	fl.12000.-
さらにニュルンベルク支店、丁数 1.10	・	fl. 9000.-
		合計 fl.46000.-

(借方—負債)

この計算の初めに、私には債務がある。私は、それを私に払出しとして記録する。私はそれを再び支払わねばならない。まず

秘密帳（勘定）、丁数 1.10	・	fl.15000.-
債務帳のマトホイス・シュバルツ勘定に、丁数 1.8	・	fl. 1000.-
		合計 fl.16000.-

したがってこの段階で、ハンス・ブルスト勘定の貸方残高として、第一部分の期首正味持分 fl.30000 (fl.46000—fl.16000) を、求めようとすれば求めうるかたちになっているわけである。しかし、それは求められておらず、同勘定の締切りもなされていない。ハンス・ブルスト勘定が締切られるのは、期末になってからである。

第二部分の勘定口座には、仕訳することなく債務帳の勘定口座の記入額が直接に又は債務帳の勘定口座から取出していったん秘密帳の他の勘定口座に記入された金額等が記載されているわけであるが、秘密帳の最初に設けられて期首の正味持分が求められている集約勘定貸方には、期首に、第一部分と全く同じ内容で金額も同じ諸資産（合計 fl.46000）が次のように記載されている。⁸

債務帳をみると、私が払出したことが分かる。私はそれを当地での私の通常の取引のなかで、再び受入れるべきである。

丁数 8 の現金（勘定）で見るとおり	・	fl.10000.-
アントン・フッガー氏、丁数 7 と丁数 8 のとおり	・	fl. 8000.-
シュラッケンバルデン（支店）、丁数 7 と丁数 9 のとおり	・	fl. 7000.-
アントワープ（支店）に、丁数 7 と丁数 9 のとおり	・	fl.12000.-
ニュルンベルク（支店）に、丁数 7 と丁数 10 のとおり	・	fl. 9000.-

また集約勘定借方には、期首に、表面上は第一部分と違うものの実質的には同じである、次の諸負債（合計 fl.16000）が記載されている。⁹ 集約勘定でも借方に負債、貸方に資産が記載されているわけである。

債務帳で私には、マトホイス・シュバルツに対する債務が残っている。彼から受入れた。そして彼について日々計算すべきである。丁数 7 と丁数 8

・	fl. 1000.-
---	------------

さらにこの秘密帳で私は（与え）ねばならない。私は5%の利付で借入れた。この帳簿で計算すべきであるが、債務帳では計算すべきではない。それ故私は、それらをこの秘密帳には貸方に記入する。

ゲオルグ・アマン氏 丁数 18	・・・・・・・・・・・・・・・・	fl. 5000.-
オルテンブルクのカブリエル伯の相続人 丁数 18	・・・・・・・・	fl. 5000.-
マトホイス・シュバルツ 丁数 18	・・・・・・・・・・・・・・・・	fl. 5000.-

ここでは、第一部分では秘密帳勘定に一括記載されていた fl.15000 が、三つの勘定に分けてそれぞれ fl.5000 ずつ記載されている。

この結果として、第二部分の期首の正味持分 fl.30000 (fl.46000 - fl.15000) が貸方勘定残高として求められ、その金額が借方に記入されて、貸借の合計はともに fl.46000 となって締切られている。

以上から、二つの部分が同じ状態から始まっているのは確実と考えられる。この、同じ状態から始まっていることが認められるとすれば、会計期間も同じであったと考えうことになる。しかし、その期首と期末の具体的な年月日までは確定できない。¹⁰

3 期末の資産と負債

第一部分では、期末に、各資産勘定の勘定残高すべてが（控除形式で書かれている負債一つを含む）、仕訳することなく、ハンス・ブルスト勘定の期首とは逆の借方に、下記のように書かれている。¹¹

ここでの記入が、仕訳することなくなされているのは、振替仕訳すべきことをシュバルツが知らなかったからとは思えない。後にみる（仕訳 36）、（仕訳 39）及び（仕訳 42）等が振替仕訳であるのは明らかであるから、彼が振替仕訳を知らなかったとはいえない。ここで振替仕訳を行うとすれば、借方は勘定科目がハンス・ブルスト、その金額は各資産勘定の勘定残高合計となり、貸方は各資産勘定とそれぞれの勘定残高となったであろう。その仕訳を転記すると、総ての資産勘定の貸借は平均する。そしてハンス・ブルスト勘定借方への転記を、資産勘定の勘定残高合計ではなく、資産別に行えば期首と同様に内容を示すことができる。しかしそのような振替仕訳は、期首に行った（仕訳 1）と明らかに貸借が逆であり、強いて行えば仕訳原則の一貫性が失われることになる。ここで仕訳することなく記入されているのは、そのことを意識したうえでのことであろう。

この勘定の残高について。私はここに借記し、新しい計算では、反対側の fl.46,000 のように、再び貸方に記入する。この計算の締切時に、私に対する債務が残っている。すなわち

丁数 8	アウグスブルクにある現金	fl. 523 1/3
丁数 9	シュラッケンバルデン支店	fl.10555.-
丁数 9	アントワーブ支店	fl. 1154 1/2
丁数10	ニュルンベルク支店	fl.21005.-
丁数13	ニュルンベルク支店の錫	fl. 500.-
丁数14	アウグスブルクのハンス・ベルザー	fl.33500.-
丁数14	アントワーブの宮廷管理人	fl. 6000.-
	合計	fl.73237 4/5
丁数 8	それに対して私は、マトホイス・シュバルツに債務がある	fl. 1000.-
	合計	fl.72237 4/5

期末負債も、仕訳することなく、ハンス・ブルスト勘定の期首とは逆の貸方に、次のように書かれている。¹²

さらに秘密帳勘定；残高、払出しよりも受入れが多かった。その勘定の残高を私は同勘定に借記し、ここに貸記する；秘密帳又は手形帳勘定でそれをさらに主人について計算する；丁数—10 fl.41755.-

この段階で、求めようとすれば、fl.72237 4/5 から fl.41755 を引くことで、期末の正味持分 fl.30482 4/5 を求めうるかたちにはなっているわけである。

このほかハンス・ブルスト勘定貸方には、期中に、アントワーブ支店の銀（Silber zu Anttorff）勘定（丁数 11）で総記法によって求められた同支店が所有した銀の総てを販売して得た販売益 fl.41（仕訳 15）、アウグスブルク本店が国王陛下から現金で受取った二ヶ月分の利息 fl.350（仕訳 24）、さらにアントワーブ支店が有した現金をアウグスブルクの単位に換算したことによる換算益 fl.91 4/5（仕訳 41）の三つが転記されていた。¹³

これら以外に、期中に生じた正の持分及び負の持分の増加はなかった。

以上のような記入がなされた結果として、同勘定の貸借合計はともに fl.88237 4/5 で一致し、締切られている。

第二部分で期末の正味持分が求められているのは、集約勘定の下に設けられている「No. 1 の全体計算の締切り」（Beschluss ainer general rechnung No.1）勘定においてである。この勘定口座については勘定科目一覧表では全くふれられていないが、貸方に期末に存在した諸資産（合計 fl.110963 4/5）が次のように書かれている。¹⁴

この秘密帳で国王陛下は私に債務がある。詳細は丁数 20 の通り、

丁数 20 fl.22226.-

さらに私は、アウグスブルクに売れないままの錫 1000 ctr.を所有している。単価 fl.17 で評価する。従って fl.17000. それに関して

は fl.500 の費用を要した。なお私に残っている残高は fl.16500。

丁数 17 の通り、丁数 17 ・ ・ ・ ・ ・ fl.16500.-

さらに、債務帳に私に対する債務が残っている。債務帳の

丁数 7 で明らかな通り ・ ・ ・ ・ ・ fl.72237 14/15

また同勘定借方には、期末に存在した負債が次のように書かれている。¹⁵ 期首と期末とも資産と負債を、現在とは逆ではあるが貸借同じ側に記載しているわけである。このように期首と期末とも資産と負債を同じ側に記載しているのは、期首と期末の正味持分を別々の勘定口座で求めているからで、第一部分でのように、期首と期末の正味持分をともにハンス・ブルスト勘定で求めるようにしたときの貸借の一致を意識する必要がなかったからであろう。ここで、期間全体を通して一貫した処理を行おうという意識が働いていたのは明らかと考えられる。

丁数 17 と丁数 18 の二つの勘定で見るとおり、私はこの帳簿で債務が残っている。従って新しい計算へは、丁数 17 と丁数 18 の三つの勘定に分けて、35000、35000、5000 を繰越す。合計で。

丁数 18 ・ ・ ・ ・ ・ fl.75000.-

ここでいう「三つの勘定」とは、ヨルグ・アマン氏 (Herr Jorg Amman) 勘定、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人 (Graf Gabriel von Ortenburgs erben) 勘定及びマトホイス・シュバルツ勘定である。ヨルグ・アマン氏とオルテンブルクのガブリエル伯の相続人に対する債務がそれぞれ fl.35000、マトホイス・シュバルツに対する債務が fl.5000 である。

これらの結果として、期末の正味持分 fl.35963 4/5 (fl.110963 4/5 - fl.75000) が貸方勘定残高として求められ、それが借方に記入されて同勘定の貸借は fl.110963 4/5 で一致し、締切られている。

以上から、第一部分と第二部分では、次のような違いのあることがわかる。

期首についてみると、負債 fl.15000 の勘定科目と金額の示し方に違いがある。すなわち、第一部分では秘密帳勘定で一括処理しているのに対し、第二部分ではヨルグ・アマン氏勘定、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人勘定及びマトホイス・シュバルツ勘定の三つに分けて、fl.5000 ずつ処理している。

期末についてみると、第一部分では個々の勘定科目ごとに記載されている資産 (合計 fl.72237 14/15、控除形式で書かれている負債一つを含む) が、第二部分では一括した金額で記載されている。さらに第二部分では、第一部分には無かった国王陛下等に対する債権 fl.22226 とアウグスブルク本店に残っている錫の評価額 fl.16500 が記載されている。また負債は、第一部分では fl.41755 であるのに対して、第二部分ではヨルグ・アマン氏に対する fl.35000、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人に対する fl.35000 それとマトホイス・シュバルツに対する fl.5000 の合計 fl.75000 になっている。

4 秘密帳勘定

第一部分と第二部分での取引の違いは、どうして生じたのであろうか。

期首負債 fl.15000 の勘定科目と金額の示し方が第一部分と第二部分で違う理由を知るには、まず秘密帳勘定¹⁶（丁数 10）がいかなる事柄を記載する勘定口座であるかを明らかにしなければならない。

秘密帳勘定には、期末までに借方に一回、貸方に二回の記入がなされているだけで、貸借は平均していない。その貸方勘定残高 fl.41755 が、仕訳することなく、期末に同勘定の借方と前記のごとくハンス・ブルスト勘定貸方に記載されているわけである。ここでは、まず貸方記入からみることにするが、それは二つの貸方記入のあとに借方記入がなされ、その結果として勘定残高を求めうるかたちになっているからである。

貸方になされている最初の記入額は fl.15000 であるが、それは期首になされた（仕訳 2）の貸方の転記である。その仕訳は、前期末に残っていた負債を今期首に繰越すためのものであるが、内容はヨルグ・アマン氏、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人及びマトホイス・シュバルツの三人に対する fl.5000 ずつの負債である。次の記入額は fl.30000 であるが、それは（仕訳 16）の貸方の転記である。その仕訳は、現代風書けば（借）バルトルメ・ベルザー達 30000（貸）秘密帳 30000 となる。内容は、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人の指示によってバルトルメ・ベルザー、ハンス・ベルザー及びハンス・パウムガルトナーの三人が fl.10000 ずつをハンス・ブルストに支払うことになった取引の、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人に対する債務発生額である。

従って秘密帳勘定貸方の記入額は、負債の期首有高と期中発生額である。この限りにおいては、秘密帳勘定は負債勘定で、その貸方には、債権者名を明らかにしたくない債務が記載されていると考えることになる。

借方記入額は fl.3245 だけであるが、それは（仕訳 42）、現代風書けば（借）秘密帳 3245（貸）国王陛下との錫取引 3245 となる仕訳の借方を転記したものである。国王陛下との錫取引（Zinhandlung auf der ro. kön. mt. contract）勘定（丁数 12）からの借方勘定残高の振替えであるが、同勘定には、それまでに後述するような記入がなされていた。

ただその前に、まず第一部分でなされている錫に関連する取引と、その処理法を見ておかねばならない。

期首には、本支店のどこにも錫は無かったと考えられる。錫は国王陛下からだけ購入したのであるが、それはシュラッケンバルデン支店だけが行った。¹⁷ 同支店は、まず 501 ctr.を、次に 2800 ctr.をとともに単価 fl.18 で購入し（仕訳 17、仕訳 18）、それらの購入に関しては諸費用 fl.622 を支払った（仕訳 38）。同支店は、購入した錫のうち 3000 ctr.をニュルンベルク支店へ送り（仕訳 26）、残り 301 ctr.を外部に fl.6622 で販売した（仕訳 37）。ニュルンベルク支店は錫 3000 ctr.

の受取りにあたって諸費用 fl.2250 を支払ったが（仕訳 27）、受取った錫のうち 1000 ctr.をアウグスブルク本店へ送り（仕訳 28）、残り 2000 ctr.は三回に分けてそれぞれ fl.33500、fl.16250、fl.2700 で外部に販売した（仕訳 33、仕訳 34、仕訳 35）。ニュルンベルク支店は売上代金の一部 fl.36000 をシュラッケンバルデン支店へ送ったが（仕訳 22）、シュラッケンバルデン支店はその受取りにあたって費用 fl.27 を支払った（仕訳 25）。アウグスブルク本店は、錫の受取りにあたって費用 fl.500 を現金で支払ったが（仕訳 40）、期末にその錫すべてが売れないまま残っていた。

このような錫に関連する取引を、第一部分では、次のように処理している。

本店及び各支店ごとの「シュラッケンバルデン支店の錫」（Zin zu Schlackenwalden）勘定（丁数 11）のような錫勘定を設け、外部からの購入又は他店からの受取り及び費用の支払いを借方に、外部への販売および他店への発送を貸方に記入した。その際外部から購入したか外部へ販売した場合は、その重量と金額（購入価額又は販売価額）を記入したが、本支店間又は支店間での発送・受取りの場合は、重量だけを記入した。そして、期末に手元に錫が無くなっていたシュラッケンバルデン支店とニュルンベルク支店の各錫勘定の勘定残高を、まず国王陛下との錫取引勘定へ振替え（仕訳 36、仕訳 39）、同勘定で求められた勘定残高は、さらに秘密帳勘定へ前記（仕訳 42）を行って振替えた。ただしシュラッケンバルデン支店がニュルンベルク支店からの送金受取り時に支払った費用 fl.27 だけは、シュラッケンバルデン支店の錫勘定に記載することなく、はじめから国王陛下との錫取引勘定借方に記載されていた。

従ってシュラッケンバルデン支店の錫勘定には、借方に fl.9018（501 ctr.×fl.18）、fl.50400（2800 ctr.×fl.18）、fl.622 の合計 fl.60040 が、貸方には fl.6622 が記載され、期末勘定残高は借方 fl.53418 であった。ニュルンベルク支店の錫（Zin zu Nürnberg）勘定（丁数 12）には、借方に fl.2250 が、貸方には fl.33500、fl.16250、fl.2700 の合計 fl.52450 が記載され、期末勘定残高は貸方 fl.50200 であった。これら二つの勘定残高が振替えられた結果として、国王陛下との錫取引勘定借方には fl.53445（fl.27+fl.53418）が、貸方には fl.50200 が記載され、借方に勘定残高 fl.3245 が生じた。この金額が、秘密帳勘定へ振替えられたのである。

従って fl.3245 は、購入した錫 3301 ctr.の購入価額と諸費用の合計額が外部に販売した錫 2301 ctr.（3301 ctr.－1000 ctr.）の販売価額を上回った金額でしかない。負債の減少額でないばかりか、錫の販売損でもない。

このような金額を負債とともに記載しているのであるから、期首と期中に関しては負債の有高を示しているのは確かであるとはいえ、秘密帳勘定の期末勘定残高 fl.41755 がその時点における負債の有高を示しているとは到底いえない。秘密帳勘定は、後でさらに検討するが、外部に知られたくない債権者からの負債を記載することを本来の役割としながら、第一部分に限っては、さらに期末の正味持分を計算する一端を担った勘定であったと考えられる。第一部分は、外部者の目にふれることのある帳簿のつけ方を説明するものなのであろう。

5 国王陛下等に対する債権など

第二部分の期末資産に国王陛下フェルディナンド等との錫契約 (Die ro. kön. mt. Ferdinandus etc. auf den zin vertrag) 勘定 (丁数 20) 借方残高、すなわち国王陛下等に対する期末債権 fl.22226 が含まれているのは、第二部分になって、新たに次の取引が加えられているからである。第二部分になって新たに加えられた取引は、他にはない。

国王陛下フェルディナンド等との錫契約勘定を見ると、ハンス・ブルストがヨルグ・アマン氏から fl.30000 を借入れ、それを 1549 年 9 月 1 日に国王陛下に年率 10% の約束で貸付けたことがわかる。その貸付けに関する利息は、1550 年 1 月から同年 6 月にかけて、(仕訳 17) と (仕訳 18) ですでに受取っていた錫 3301 ctr. の単価 fl.18 に fl.3 ずつ上乗せ計算するかたちで受取ることになっている。¹⁸ すでに完了している取引の単価に、後になって fl.3 を上乗せ計算することとしたのである。

これらについての記帳は、次のようになされている。

まずヨルグ・アマン氏勘定貸方に債務発生額 fl.30000 を記入するとともに、同額を国王陛下フェルディナンド等との錫契約勘定借方に債権発生額として記入し、ついで貸付けを行った 1549 年 9 月 1 日から最初に利息を受取るまでの四ヶ月分の未取利息 fl.1000 ($fl.30000 \times 10\% \times 4/12$) をその債権に加算した。その後 1550 年 1 月から同年 6 月までは、毎月の利息を計算してそれを元本に加え、それより単価に fl.3 を上乗せするかたちで各月に受取ったと計算された錫の金額を差引いた。その六ヶ月間に生じたと計算された利息は合計 fl.1377 で、その間に受取ったと計算された錫は合計 3301 ctr.、金額にして fl.9903 であった。fl.22226 は、 $fl.30000 + fl.1000 + fl.1377 - fl.9903 - fl.248$ から計算された金額である。

ここでの fl.248 は、「利息は生じているが、今月 (6 月) 末には錫を受け取っておらず、したがって国王陛下のためにこの fl.9903 について、やっかいな利息の計算をいま一度行う」(nit das zin im end diß monats empfangen, wie entgegen der interesse gerait, sonder wochentlich, so gebürt sich derhalben der kön. mt. der interesse auf dise 9903 fl. widerumb hindersich zurechnen)¹⁹ こととして、「半年 5% 又は 1/4 年 10%」(5 percento 1/2 jar oder 10 percento 1/4 jar)²⁰ で計算された金額 fl.247.575 ($fl.9903 \times 5\% \times 6/12$) を四捨五入したものである。ただ、この処理は理解できない。ここでの利息及び受取ったとされる錫の計算は、国王陛下フェルディナンド等との錫契約勘定借方に加減算形式で書かれているのであるが、それをみると 6 月末にも錫 560 ctr.、金額にして fl.1680 を確かに受取っている。²¹ とはいえ fl.22226 が、期末の国王陛下等に対する債権残高として求められているのは明らかである。

fl.16500 は、期末にアウグスブルク本店に残っていた錫 1000 ctr. を単価 fl.17 で評価し、その評価額 fl.17000 から、受取り時に支払った費用 fl.500 を引いた金額である。期末の正味持分を求めるには、資産有高としての錫の期末棚卸高を無視できなかったことはわかるが、なぜ単価

fl.18 で購入しさらに fl.3 を上乗せした錫を単価 fl.17 で評価するのか、またなぜ費用 fl.500 を引くのかは判断できない。第一部分では、前述のごとく、現在と同様に、付随費用は取得価額に加算するのが普通である。

期末の資産を、第一部分ではハンス・ブルスト勘定に個々の勘定科目ごとに記載し、第二部分ではそれを No.1 の全体計算の締切り勘定に一括した金額 fl.72237 14/15 で記載している。第一部分で個々の勘定科目をもって記載しているのは、そこでは仕訳して勘定口座へ転記しているのであるから、勘定科目と金額が自ずと明らかであったからであろう。第二部分の場合も、第一部分の期末に存在したこれら資産に関する限りは、すでにハンス・ブルスト勘定に個別に記載されているのであるから、総額しかわからなかったということとはありえない。それにもかかわらず一括した金額で記載しているのは、第二部分で明らかにしようとする計算のためには、後述のごとく資産の内訳までは必要なく、総額がわかれば十分であったからであろう。

なお、第一部分と第二部分とも、期末の資産を表示するにあたってマトホイス・シュバルツに対する債務 fl.1000 だけは控除し、期首にあったヨルグ・アマン氏、オルテンブルクのガブリエル伯の相続人及びマトホイス・シュバルツの三人に対する債務と（仕訳 16）で生じたオルテンブルクのガブリエル伯の相続人に対する債務はそのようには処理していない。このことはマトホイス・シュバルツ個人に対する債務と、期首にあったヨルグ・アマン氏ら三人に対する債務及び（仕訳 16）で生じた債務とは、内容になんらかの違いのあることを示すものと考えられる。期首にあったヨルグ・アマン氏ら三人に対する債務と（仕訳 16）で生じた債務が記載されている秘密帳勘定のフルネームが、前述のとおり Das Geheim oder Wechselbuch（秘密帳又は手形帳）であることから、秘密帳勘定に記載されている債務は手形上の債務で、マトホイス・シュバルツ個人に対する債務はそれ以外の債務（例えば借入金）であったと考えるのも一つの解釈かもしれない。しかし、表示にあたって、同じ債務でありながら処理上区別している理由は、判断できない。

ヨルグ・アマン氏に対する期末の負債が第一部分と第二部分で違うのは、第二部分になって、前述のごとく、新たに彼から借入れを行ったからである。

6 第一部分のねらい

これまで見たところから明らかのように、第一部分と第二部分では、取引とその処理の一部にはっきりとした違いがある。もし第二部分が、第一部分の取引を用いて別の計算を示そうとしたのであれば、第一部分の取引をそのまま用いれば十分であったはずである。それにもかかわらず、第二部分では第一部分に無かった取引が、なぜか新たに加えられている。なぜ、第二部分に、新たな取引を加える必要があったのであろうか。

その理由を明らかにするには、まず第一部分と第二部分それぞれのねらいを、明らかにせねば

ならない。

第一部分は、一つの帳簿体系を想定して、そこでの仕訳と勘定口座への転記を示している。このことから、第一部分が仕訳と転記を説明しようとしているのは確かといわねばならない。しかし、それだけとは思えない。期末に、仕訳を行って勘定口座へ転記するという期中を通して守ってきた記帳原則を逸脱してまで、すなわち仕訳しないまま、ハンス・ブルスト勘定に資産と負債の勘定残高を記載している。しかもそのさい、期首とは貸借逆にそれらを記載している。このように、最後の段階になって記帳原則の一貫性を損なう処理を行っていることには、何か特別な意味があると考えて当然であろう。

期首と期末で、資産と負債をハンス・ブルスト勘定の貸借逆に記載するのは、なぜであろうか。またそのさい、期首には仕訳しながら期末にはそれを行っていないのは、なぜであろうか。

期首と期末に、それぞれの時点で存在した資産と負債の勘定残高すべてをハンス・ブルスト勘定の貸借逆に記載すると、どのような結果が生じるであろうか。当然、資産すなわち正の持分と負債すなわち負の持分の差である正味持分が、求めるとすれば、期首と期末で貸借逆に生じることになる。では、正味持分を期首と期末でそのように生じさせることには、いかなるねらいがあると考えべきであろうか。それは、さらに特定の要素を加えることで、期末に勘定口座の貸借を一致させることであろう。ここでいう特定の要素とは、当然、期中に生じた正味持分の増加要素である。第一部分では、そのような要素のすべてが、期中に仕訳したうえで、ハンス・ブルスト勘定貸方、すなわち期首の正味持分が生じるであろう側に記載されているのは、前述のとおりである。

これらのことを考えると、ハンス・ブルスト勘定でなされている計算は、期中の処理すべてが正しく行われているかぎり、期末時点で、 $\text{期末の正味持分} = \text{期首の正味持分} + \text{期中の正味持分増加要素}$ の関係が成立していなければならないことを熟知したうえでなされていると考えねばならない。この、期中の処理全体を一括検算する方法をハンス・ブルスト勘定で示すことこそが、第一部分の主なねらいの一つであったと確信したい。

ハンス・ブルスト勘定に資産勘定と負債勘定の各勘定残高を記載するにあたって、期首には仕訳を行い期末にはそれを行っていないのも、まさに同勘定の貸借を一致させるための意識的な処理であったのである。仮に期首と期末とも仕訳を行ってハンス・ブルスト勘定に資産勘定と負債勘定の各勘定残高を振替えるとしよう。そのさい行う仕訳は、当然ともに同じ仕訳原則に従ったものでなければならないであろう。しかし、その結果はどのようなようになるであろうか。期首と期末とも資産と負債がそれぞれ貸借同じ側に転記される。そうすると同勘定の貸借が期末に一致することなど、ありえなくなる。したがってハンス・ブルスト勘定の貸借を期末に一致させようとするれば、期首と期末で資産と負債をどうしても貸借逆に記載しなければならず、そのさい仕訳原則の一貫性を表面上保とうとすれば、期首か期末のどちらかは仕訳せずに記載するしかないのでは

る。

では、仕訳せずにハンス・ブルスト勘定に記載するとして、そうすることが可能なのは、期首であろうか、期末であろうか。それは、期末しか考えられない。なぜなら、もし期首に仕訳せずにハンス・ブルスト勘定に記入したとすると、初めから仕訳して勘定口座へ転記するという記帳原則が混乱したものになってしまうからである。

これまでの考えが正しいとすれば、負債とは思えない国王陛下との錫取引勘定の借方勘定残高 fl.3245 を、それまで負債だけを記載していた秘密帳勘定に期末になって突然振替えていることにも、一つの解釈を与えることが可能になる。

正味持分を求めるには、実体を有する資産勘定と負債勘定の勘定残高だけを計算対象としなければならない。期首の資産勘定と負債勘定の各勘定残高は、（仕訳 1）、（仕訳 2）及び（仕訳 3）から明らかなように、それぞれが実体を有している。問題は、期末の正味持分を求めることに關してである。期末の勘定残高のなかには、その金額が、明らかに資産又は負債としての実体を示していないものがある。そのような勘定残高は、期末の正味持分が求められるハンス・ブルスト勘定には記載すべきではない。ここでいう実体を示していないにもかかわらず期末に勘定残高を有したのは、シュラッケンバルデン支店の錫勘定、ニュルンベルク支店の錫勘定それと国王陛下との錫取引勘定の三つである。

シュラッケンバルデン支店とニュルンベルク支店には、前述のごとく、期末に錫は存在しなかった。とはいえ、それらの支店が自ら外部から購入し、その購入した錫だけを自ら外部に販売しつくした結果ではない。したがってそれら二つの支店の錫勘定の勘定残高は、それぞれの支店で生じた錫の販売損益を示しているわけではない。シュラッケンバルデン支店の錫勘定とニュルンベルク支店の錫勘定の各勘定残高は、前述のとおり、それら各支店が外部から錫を購入したときの購入価額と錫取引に関して支払った費用の合計額と、それらの支店が外部に錫を販売したときの販売価額との差でしかない。国王陛下との錫取引勘定には、そのような実体を示していない二つの支店の錫勘定の勘定残高とシュラッケンバルデン支店が支払った一部の費用 fl.27 が記載されているにすぎないのであるから、その勘定残高もまた、何らかの実体を示しているとは到底いえない。

ここでシュラッケンバルデン支店の錫勘定とニュルンベルク支店の錫勘定の各勘定残高は、いったん国王陛下との錫取引勘定に振替えられているわけであるが、それら二つの支店の錫勘定の各勘定残高は、直接秘密帳勘定へ振替えれば、十分であったはずである。費用 fl.27 も、はじめから秘密帳勘定へ記入しておけば十分であった。国王陛下との錫取引勘定は、それら二つの支店の錫勘定と秘密帳勘定との中間に位置し、期首に前期繰越高がなく期末にも最終的には勘定残高がなくなっているからである。もともと同勘定は無かったとしても結果には影響ないのである。それにもかかわらずわざわざ同勘定を設けて、二つの支店の錫勘定の勘定残高をそこへいったん振

替えているのは、秘密帳勘定での記載を簡潔にするためであったとしか考えられない。ここでは、後述のごとく、秘密帳勘定が負債勘定であることを、最後まで守りとおそうとする意思が働いていたと考えるべきであろう。

では、それまで負債だけが記載され、本来は負債勘定と考えればよいはずの秘密帳勘定に、期末になって突然負債とは到底いえない国王陛下との錫取引勘定の勘定残高を振替えているのは、なぜであろうか。それは、期末の負債を正しく示すことよりも、期末の正味持分を形式上だけでも求め、それを含めて前記の関係式が成立することをまず示そうとしたためであろう。このような無謀とも思える処理を行っていることから、第一部分の主なねらいの一つは、記帳全体の正確性を検証する方法をハンス・ブルスト勘定で示すことであったと断言したい。

国王陛下との錫取引勘定の借方勘定残高 fl.3245 は、資産又は負債の実体を有するものではないのであるから、期末の正味持分を計算しようとしているハンス・ブルスト勘定には記載すべきではない。とはいえ、単にそれを記載から外して放置することもできない。なぜなら、前記の関係式を活用した記帳全体の検算法自体が、複式記入に根拠をおくものだからである。したがって、ハンス・ブルスト勘定に資産と負債の実体を有する各勘定残高を集計するまでの過程で、fl.3245 は複式に処理しつつ消し去る必要があったのである。そのために犠牲にされたのが、記載内容が表面上ははっきりしない秘密帳勘定であったと考える。このような無謀ともいえる処理をせざるをえなかったのは、取引の設定に工夫が足りなかったからとしか考えられない。もともと fl.3245 は、必ず秘密帳勘定に振替えねばならないというものではない。記帳のバランスを崩さないかぎり、いずれかの勘定へ振替えればよかつたはずである。

第一部分では、アントワープ支店の銀勘定でのように、総記法によって販売益が個別に求められ、²² それが記帳全体の検証に役立てられている。しかし期間損益の一括計算は、全く示されていない。第一部分では、期間損益の一括計算は意図されていなかったと考えるべきであろう。もし期間損益の一括計算を意図したのであれば、それがいかなる方法であったにせよ、アウグスブルク本店に残っていた錫 1000 ctr.の評価額を、当然きめておかねばならなかつたはずである。

7 第二部分のねらい

第二部分は、仕訳を示していないのであるから、仕訳を行って勘定口座へ転記する手続きを説明しようとするものでないのは明らかである。

秘密帳に設けられている八つの勘定口座等には、債務帳の勘定口座又は秘密帳の他の勘定口座の記入額が必要に応じて記載されているのであるから、それぞれの勘定口座でそれぞれ目的の違う計算がなされていると考えねばならない。しかし八つの勘定口座等が、相互に対等の関係にあるとは思えない。秘密帳は、中核となる勘定口座があって、その他の勘定口座は、その中核となる勘定口座での計算に必要な数値を提供するという体系になっていると考えるべきであろう。そ

の中核となる勘定口座は、最初に設けられている集約勘定と、その下の設けられている No.1 の全体計算の締切り勘定である。このことは、債務帳の勘定口座又は秘密帳の他の勘定口座で求められた金額がそれら二つの勘定口座に記載されていることはあっても、それら二つの勘定口座で求められた金額が、他の勘定口座に記載されていることのないことから明らかである。また集約勘定で求められた期首の正味持分 fl.30000 と No.1 の全体計算の締切り勘定で求められた期末の正味持分 fl.35963 14/15 を用いた差引き計算がなされ、さらにその計算結果 fl.5963 14/15 の正確性を確認する方法までが示されていることから、それら二つの勘定口座が中心となっていることは確実である。

期首と期末の正味持分を比較する計算は、No.1 の全体計算の締切り勘定借方の下に、何のタイトルを付すこともなく、階梯式で書かれている。²³ この計算が財産法による期間損益の一括計算であることは、いうまでもない。さらにそこで求められた期間損益が正しいことを、その金額が、期中にそれぞれの勘定口座で別々に求められた三つの正味持分の増加要素合計額と一致することで確認している。この正味持分の増加要素の集計は、期間損益を求める階梯式計算の下に書かれているが、それには「利益 fl.5963 14/15 の検算」(Prob des gewins der fl.5963 14/15) とタイトルが付されている。²⁴

これらのことから、第二部分の第一のねらいは、財産法による期間損益の一括計算とその検算法を示すことであると断言できよう。期間損益の一括計算が正しいと確認されれば、そのことはその計算の前提である記帳全体がバランスしていることを間接的に示すことであるから、期中処理全体が正しかったことを示すことにもなる。

8 おわりに

第一部分の取引をそのまま用いただけでも、第二部分が目的とした期間損益の一括計算が可能であるのは明らかである。ハンス・ブルスト勘定をみれば、その上部に期首の正味持分を求めるのに必要な資産と負債が、その下部に期末の正味持分を求めるのに必要な資産と負債が、すべて記載されている。ここで上部に記載されているそれらの金額を用いれば集約勘定が、下部に記載されているそれらの金額を用いれば No.1 の全体計算の締切り勘定は作成できる。

ハンス・ブルスト勘定の資料だけを用いて第二部分でなされている計算を行うと、集約勘定で求められる期首の正味持分は fl.30000 (fl.46000 - fl.16000)、No.1 の全体計算の締切り勘定で求められる期末の正味持分は fl.30482 4/5 (fl.72237 4/5 - fl.41755) となり、それらの差として期間損益 fl.482 4/5 が求められる。そしてその fl.482 4/5 が、期中に生じた三つの正味持分の増加要素の合計と等しいことは、ハンス・ブルスト勘定貸方に期中に仕訳したうえで記載されている金額を見れば明らかである。

ではなぜ、結果からみると必要なはずの取引、すなわちヨルグ・アマン氏から借入れて

国王陛下に貸付け、その利息をすでに購入していた錫の単価に fl.3 を上乗せすることで回収するという取引を第二部分に加えたのであろうか。

第二部分が、期間損益の一括計算法だけを示そうとしたのであれば、上記のとおり、第一部分の取引をそのまま用いるだけで十分であったはずである。しかし第二部分では、一括計算した期間損益について、それが期中に個別に計算された正味持分の増加要素の合計と一致するか否かを調べて検算する方法までが示されている。ただその検算を行う場合、第一部分の取引だけを用いたのでは、不自然なことが生じる。すなわち、錫商人が想定されていながら、正味持分の増加要素のなかに、錫取引とは関係ない銀の販売益は含まれるものの錫の販売益は含まれない。この錫商人の計算として不自然である点を補うために、意識して加えられたのが、上記取引であったと考えるべきであろう。このことから、シュバルツが当初書こうとしたのは第一部分だけで、第一部分を書き終えた後に第二部分を書くことにしたと考えるのは、考えすぎであろうか。第一部分を書くとき、すでに第二部分を書くことを予定していたのであれば、第一部分の取引自体がもう少し工夫されていたのではなかろうか。

この取引を追加するにあたっては、可能なかぎり第一部分の取引を変えないよう配慮したことが伺える。それは、最も普通であるはずの利息を現金で受取ることとはせず、異例とも思える、すでに購入していた錫の単価に fl.3 を上乗せすることとしている点である。

利息を本店が現金で受取ることとすれば、ハンス・ブルスト勘定に正の持分の増加を貸記するとともに、現金勘定の借方に書いて現金をそれだけ増加させねばならない。またいずれかの支店が利息を受取るとすると、それだけハンス・ブルスト勘定に貸記すると同時に、当該支店勘定の借方に本店からみた債権の増加を加えねばならない。いずれにしても、第一部分の結果を修正せねばならなくなる。それに対して fl.3 を錫の取得単価に上乗せすることとすれば、fl.9903 (fl.3 × 3301 ctr.) を秘密帳に設けられて錫の販売益が求められている錫取引 (Der zinhandel principal) 勘定 (丁数 19) 借方に記載すると同時に、国王陛下フェルディナンド等との錫取引勘定借方でなされている利息と受取った錫の加減算で控除するだけですむ。すなわち、第一部分の結果には全く影響を与えることなく、秘密帳の内部だけで処理することができる。

第一部分と第二部分を比べると、第一部分では 期末正味持分 = 期首正味持分 + 期中の正味持分増加要素 となる関係式が、第二部分では 期末正味持分 - 期首正味持分 = 期中の正味持分増加要素 となる関係式が意識されている。数式としてみると、これは単に期首正味持分を右辺から左辺に移項したにすぎない。しかしこの数式上での移項は、会計史の立場からは、期中処理全体の検算から期間損益の一括計算への展開を示す大きな一歩であったことになる。

（注）

- 1 シュバルツが書いた原本は、現存しないといわれている。写本は、ダンチッヒ（現グダニスク）市立図書館（Stadtbibliothek Danzig）、エルビング市立図書館（Stadtbibliothek Elbing）及びオーストリア国立図書館（Österreichische Bibliothek）に各一冊ずつ存在することが確認されている。そのうちの、エルビング市立図書館所蔵の写本をいう。同写本の翻刻版が Alfred Weitnauer; Venezianischer Handel der Fugger, Nach der Musterbuchhaltung des Matthäus Schwarz (München und Leipzig, 1931) に付録として掲載されている。本稿は、それによった。
- 2 Alfred Weitnauer; a.a.O., S.175~306.
- 3 第一部分については、拙稿；「シュバルツ簿記書（1550年本）の研究——仕訳帳、債務帳を中心として——」（東海学園大学研究紀要 第13号（シリーズA）、2008年3月、3~28頁）を参照されたい。
- 4 拙稿、前掲論文 19頁参照。
- 5 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.293.
- 6 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.274. シュバルツは仕訳に日付も番号も付していない。ここでは便宜上、最初からの仕訳順だけをカッコで示す。
- 7 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.289. fl.は貨幣単位、rheinischer Goldgulden の略。
- 8 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.300.
- 9 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.294.
- 10 期首が1549年9月1日又はそれ以前で、期末が1550年6月末であることは推測できる（Vgl.Alfred Weitnauer,a.a.O.,S.297）。
- 11 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.284. 丁数13のニュルンベルク支店の錫は、アウグスブルク本店の錫であろう。
- 12 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.289.
- 13 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.289.
- 14 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.300. No.1は今期を意味する（拙稿、前掲論文 21頁参照）。なお fl.72237 14/15 は、fl.72237 4/5 のはずである。そこでは、期首にあった債務の一つ fl.1000 が控除されている。
- 15 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.294.
- 16 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.291.
- 17 拙稿、前掲論文 13~14頁。ctr.は重量単位、Zentner の略。
- 18 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.297.
- 19 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.300.
- 20 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.300.
- 21 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.298.
- 22 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.287 und 291.
- 23 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.294.
- 24 Alfred Weitnauer, a.a.O., S.295.